明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(一) 道路の種類
一般国道
(二) 路線名
二百七十二号
(三) 占用を制限する区域
釧路市大町一丁目九番一から北海道標津郡標津町南七条西一丁目一番八まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
平成二十八年四月一日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日
北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類
一般国道
(二) 路線名
二百七十三号
(三) 占用を制限する区域
帯広市西一八条北一丁目二六番から北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二二九番三一まで
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二三二九林班へ小班から紋別市渚滑町七丁目四六番一まで
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(四) 制限の対象とする占用物件
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
平成二十八年四月一日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局、同局旭川開発建設部及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日
北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類
一般国道
(二) 路線名
二百七十四号
(三) 占用を制限する区域
札幌市東区北三四条東一丁目七五三番七三から北海道川上郡標茶町川上二丁目一番まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
平成二十八年四月一日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局、同局旭川開発建設部、同局帯広開発建設部及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日
北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類
一般国道
(二) 路線名
二百七十五号
(三) 占用を制限する区域
札幌市中央区北一条東一四丁目一番二から北海道枝幸郡浜頓別町大通り三丁目八番まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
平成二十八年四月一日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局、同局札幌開発建設部、同局室蘭開発建設部、同局釧路開発建設部及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日
北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類
一般国道
(二) 路線名
二百七十六号
(三) 占用を制限する区域
北海道檜山郡江差町字柳崎町一八六番から苫小牧市新中野町三丁目二番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
平成二十八年四月一日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局、同局札幌開発建設部、同局函館開発建設部、同局小樽開発建設部及び同局室蘭開発建設部